

和歌山県国民健康保険運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県国民健康保険運営協議会運営要綱（平成29年10月12日制定）第3条第2項の規定により、和歌山県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、直接本人が協議会開会当日の傍聴受付終了時刻までに、傍聴申出書（様式第1号）に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴人の人数は、傍聴人用の席数を限度とする。

3 傍聴の受付は、会議の当日受付において先着順によるものとし、傍聴を希望する者が前項の人数に達した場合は受付を終了するものとする。

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は、会議を傍聴する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対し公然と可否を表明しないこと。

(2) 会場において、騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(秩序の維持)

第4条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示をさせることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(報道関係者の取材)

第5条 報道のために必要な写真撮影、録画等は認めるものとする。

2 審議中（頭取り、最後は除く）は、原則として撮影は禁止とする。

3 報道に際し、審議中の発言に関し委員が特定される表現は極力避けるよう求めることができる。

(雑則)

第6条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年10月12日から施行する。

(様式第1号)

傍聴申出書

平成 年 月 日
和歌山県国民健康保険運営協議会

番号	住所	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		